

アラブ石油戦略の国際法の問題

——国際法における経済制裁の地位——

広 瀬 孝 文

Legal Problems of Arab Oil Embargo: The Place of Economic Sanctions in International Law

Takafumi Hirose*

THESIS

This is a study of economic sanctions applied by an individual state or by a group of states, but not by a universal international organization as a process of collective security. The case under investigation is the Arab export limitations on oil during and after the Arab-Israeli conflict of 1973.

According to the traditional concept of neutrality, any state that supports or assists a belligerent, or even loses an attitude of impartiality, loses its status of neutrality. Thus, a state claiming to be a (so-called) nonbelligerent, meaning staying outside of actual hostilities but supporting one of the belligerents, does not enjoy the full rights of neutrality and may be subjected to certain types of sanctions placed by a belligerent. In other words, a belligerent *may* place sanctions against the so-called nonbelligerent. Then, may a nonbelligerent place sanctions against another nonbelligerent in favor of a belligerent of its choice? How about against a neutral state? Such was the case of most Arab states during the 1973-74 period. Then, were the Arab measures illegal?

Bearing this in mind, the author will analyze the practice of the Arab states in regard to the customary international law, the Charter of the United Nations, and treaty laws.

OUTLINE

- I. Oil Resource as an International Concern
 - A. Politicized World's Oil Resource
 - B. The Arab-Israeli Conflict of 1973 and Arab Use of Oil as Weapon
 - C. Legal Questions of the Arab Oil Measures
- II. The Arab Oil Measures in the Light of Customary International Law
 - A. Peacetime Practice of Export Limitations
 1. General Consideration

2. Development by the United States
3. Practice by the International Community
- B. Practice of Export Limitations in Time of War
- III. General Trend in the United Nations and the Arab Oil Measures
 - A. The Charter and Related Resolutions
 - B. Interpretation by the Arabs
- IV. Treaties and the Arab Oil Measures
 - A. Multilateral Treaties
 - B. Bilateral Treaties
- V. Summary and Conclusions

I. 国際問題としての石油資源

A. 政治化された世界の石油資源

戦後の世界経済の動きの特徴の一つは、エネルギー源として石炭の占める割合が低下し、逆に石油の占める割合が著しく増加したことである。日本を例にとってみても 1956 年には一次エネルギーの供給源として石油の占める率は 21.9% で石炭は 49.7% であったのが、1963 年には石油は 50% を越え、1973 年には石油 77.6% 石炭 15.5% という数字に達している⁽¹⁾。

このような統計は単に経済的な問題にすぎないのだが更にその分布に注目してみると、石炭の場合は比較的広範囲にその埋蔵を見ることができ、先進工業国においてもある程度までは国内で需要をまかなうことができたが⁽²⁾、石油の場合には埋蔵量は地域的な片寄りを見せ、中でも中東・北アフリカ地域には世界全体の 64% の埋蔵量があり⁽³⁾、生産量では世界の 33% を占めていることがわかる⁽⁴⁾。ということは、石炭中心の経済よりも石油中心の経済の方が国際貿易がより活発になり、特にエネルギー源において先進工業国が中東・北アフリカ地域に対して依存する率が高くなることが明らかとなる。更に、先進工業国対発展途上諸国の南北対立問題、イスラエル建国以来の中東紛争などが石油をめぐる国際問題と絡みあい、石油資源は非常に複雑な国際問題を生み出している。

統計的に見ると、1973 年の生産量で石油を採掘した場合、中東の場合はちょうど 40 年で現在の埋蔵量を尽すことになり、中東を含む共産主義圏外の埋蔵量の場合には 28.5 年分しかない⁽⁵⁾。ということは、そのほとんどが発展の途にある石油産出国は、今世紀の終わりまでに、いかにたくみに石油を自国の利益のために有効に使うかによって来世紀以後の運命を決定する訳である。このように国益に直接関係する石油は、もはや経済上の問題だけではなく、政治的な意義を持つことが明白となってくる。また、先進工業国の一方的な石油の開発に対する防備として発足したのが石油輸出国機構(OPEC)であり⁽⁶⁾、アラブ石油輸出国機構(OAPEC)であったが⁽⁷⁾、それらは次第に石油を政治の道具として、更には武器として発達させていった。今日の日本は、消費される石油の 99.7% を輸入し、その 77.3% を中東地域に依存している⁽⁸⁾ので、特に中東における政治情况及び OAPEC の石油政策に注目し、更にそれらをよく理解して外交政策を決定する必要が少くとも今世紀中にはある⁽⁹⁾。

1973年10月の第4次中東戦争におけるアラブ産油国の石油戦略の駆使以来この方面についての研究はいくつか行われているが、⁽¹⁰⁾ 本稿では、アラブ産油国の石油戦略を国際法の観点から分析し⁽¹¹⁾、客観的立場から見た国際法上の合法性、アラブ諸国から見たその行為の合理性を追究し、将来先進工業国は、どのようなアラブ諸国側の態度を了承していなければならないかを解明する。

B. 第4次中東戦争とアラブ産油国による石油の武器化

第4次中東戦争は、1973年10月6日、スエズ運河地帯とシリアのゴラン高原を中心として勃発した。今回の戦争が過去3回における戦争と性質を異にしていた点は、以前は戦争とは直接関係せず、おだやかな態度をとっていたサウジアラビアが、非常に積極的姿勢をとったことである。サウジアラビアと言えば、中東の石油の30%を埋蔵し、32%を産出する OAPEC ではリーダー格の国である⁽¹²⁾。結論から先に言えば、領土問題においてはアラブ側に不利に終わったこの戦争も、石油戦略という観点から見た場合、アラブ側にとっては大成功を収めたことになり、この戦争は、武器としての石油の有効性を試すための戦争であったとも言えよう。

石油戦略、すなわち生産削減と消費国への供給削減、及び相当な価格引上げの適用については、第4次中東戦争勃発以前からアラブ産油国の間でその可能性が語られていた。その理由は簡単で、ある一定量以上の石油の生産は、アラブ諸国にとって何の経済的価値もないということであった。次第に減少しつつある原油は、次第に価値の減少しつつあるドルやポンドと交換されるだけで、国内の経済にもたらす利益は限度に達していた。更に、残り30年分程度の石油資源以外にはこれと言った資源が他になく、石油によって得た外貨もアラブ諸国の経済体制では吸収し切れなかった。このような状態のもとで消費国のほしいままに石油を生産することは、消費諸国に対する犠牲的行為にしか外ならなかった。このような犠牲的行為を、アラブ諸国は消費国に対する好意と解釈したのだが、その好意にもかかわらず消費国のほとんどは、アラブ諸国の最も重要とする利益を無視していた。アメリカ合衆国及びその同盟国を中心とする消費国は、アラブ諸国の犠牲を伴うイスラエルの領土拡張を支持または黙認し、イスラエルの行為を批難する数多くの国連決議⁽¹³⁾にも積極的な態度を示していなかった。特にアメリカの場合はイスラエルを強く支持する立場をとり、これに際してアラブ産油国はこれ以上西側消費国に対して好意を持った行動をとることは政治的矛盾としか考えられなかった。そこで石油の生産を削減して経済的道理にかなった行動をとることが当然と考えられるようになったのである。

第4次中東戦争の起こる1ヶ月半程前、エジプトのサダット大統領がサウジアラビアを訪問してファイサル国王と会談している事実は意味深い⁽¹⁴⁾。この会談でサウジアラビアは石油戦略の発動についての堅い決意を表明し、以後アラブ諸国から西側諸国に対して数多くの警告がなされたが、それらは無視された状態であった。紛争の起きる直前にもサウジアラビアはアメリカに対して、中東問題においてもっと中立的な態度をとらないならば、原油の生産の増加にブレーキをかける意図を明らかにしている⁽¹⁵⁾。

10月6日の第4次中東戦争の開始と同時に、パレスチナ解放機構(PLO)の中央執行委員会は、アラブ諸国に対して原油の生産をただちに中止するように呼びかけた⁽¹⁶⁾。これに対して、イラク政府はその日のうちにエクソンとモービルの二つのアメリカ資本の石油会社を国有化することによってP L

Oの要求に答え、⁽¹⁷⁾ 続いて10月9日にクウェートが、中東における事態における石油の役割りを協議するためにアラブ各国の石油相の緊急会議を開くことを提案した。

10月17日にクウェートで開かれた会議には10ヶ国の石油相が参加し、⁽¹⁸⁾ 1973年9月の石油生産量を基準にして最低5%の生産削減を実施し、更に、1967年の戦争でイスラエルが占領したアラブ領土からイスラエルが撤退し、パレスチナ民族の正当な権利が復帰されるまで毎月そのような削減が続けられることを誓った共同コミュニケが発表された。⁽¹⁹⁾ 実際にはコミュニケの外にこの会議では決議案を通じたのだが、それは後日、非公式にしか発表されなかった。⁽²⁰⁾ その決議文の内容は下記のようなものだが、ここでは特に生産削減に至った理由に注目すべきである。これによってある程度のアラブ側の行為の理論的説明を知ることができよう。

1. 今回の戦争は、幾つかの国際連合の決議に基づき、1967年6月の戦争で占領されたアラブ領の解放と、パレスチナ民族の正当な権利を取りもどすためのものである。
2. イスラエルのアラブ領土占領の継続を可能とする勢力の拍車となる最も大きな要素はアメリカである。
3. 先進工業国は、国連決議を履行する共同義務があるにもかかわらず、何らかの形において中東における現状維持に貢献している。
4. アラブ諸国は、占領された領土の解放という目的に協力する石油消費工業国に対しては石油生産の増加を図る準備はできているが、今日のアラブ産油国の経済の現状において、これ以上石油の生産を増加することは妥当と考えられない。
5. よって、おのおののアラブ石油輸出国は、至急9月の生産量を基準として少なくとも5%の生産削減をし、国際社会がイスラエルに対してアラブ領土の占領を断念するよう強要する動きをとるか、各国の経済状態がそれ以上の削減を受け入れられなくなり、国民の利益を損じ、アラブとしての義務が果せなくなるような時点まで、石油の生産を毎月最低5%の率で削減し続けることにする。
6. しかし、アラブ諸国を積極的かつ有効的に支持するか、イスラエルに対して占領したアラブの土地から撤退するよう強制する態度をとる国は、この生産削減の対象とはならない。それぞれの石油輸出国において生産削減はその国の総生産量について一般的に定められた率だけ行われるが、各消費国に対する供給の削減率は、その国がいかにイスラエルを支持し協力するかによって別々に定められる。
7. この会議に参加した国々は、原油、石油派生物及び炭化水素の輸出は、アメリカ合衆国に対して一番高い率で削減することを勧告した。
8. また参加国は、アメリカに対する石油の供給は、この決議の当事国からは、最終的には完全に中止されるまで削減し続けられるべきであると勧告した。

ちなみに、1973年9月のアラブ10ヶ国の原油生産量は、1日平均1,950万バレルであり、5~10%の削減とは1日平均100~200万バレルを意味し、これは当時世界で貿易されていた原油の3~6%に相当する⁽²¹⁾。

石油相会議の結果、翌10月18日には早くもサウジアラビアが10%の生産削減と、それに続く毎月の削減を発表した。⁽²²⁾ また、会議ですでに勧告されているアメリカ合衆国に対する石油の輸出停止は、10月18日にアブダビが、19日にリビアが、20日にサウジアラビアとアルジェリアが、21日には、クウェートとカタールが、そして25日にはオーマンが実施に移した。⁽²³⁾ ここで注目されるべきことは、10月19日にアメリカのニクソン大統領は米国議会に対してイスラエルの軍事援助のために22億ドルの予算を請求していることである。⁽²⁴⁾ これによってアメリカ合衆国が受けた影響は、1日平均180~190万バレルの供給における減少で、これはアメリカが輸入している石油の28%に当たり、国内消費の10%に相当する。⁽²⁵⁾

オランダも、アラブから輸入した石油をイスラエルへ輸出したり、KLMオランダ航空の飛行機でイスラエルへ援助物資や傭兵の運搬に協力したり、その他数多くの公式な親イスラエル態度のためにアラブ諸国の石油戦略の対象とされた。10月21日にイラクはオランダの会社シェル石油の資本の一部を国有化し、⁽²⁶⁾ 10月23日にはクウェートがオランダに対する石油の輸出を停止した。⁽²⁷⁾ 更に、オランダに対する石油供給の削減が、10月23日にアブダビによって、24日にカタール、25日にオーマン、30日にリビアそして11月2日にはサウジアラビアによってなされた。⁽²⁸⁾ この結果、オランダによるアラブ石油の輸入は平常の71%の1日平均147万バレルに減少した。⁽²⁹⁾

11月4、5日開かれた第2回目のアラブ石油相会議では、中東紛争早期解決の目的で、削減率を9月の生産量の25%に増大することが決定された。この時点において、サウジアラビアはすでに31.7%の削減をしており、クウェートも25ないし30%の削減をしていた。⁽³⁰⁾ だがこの決定によって更に、リビア、アブダビ、アルジェリア、及びカタールが同じような削減をすることになった。結果的にアラブ諸国全体の石油生産高は、1日平均282.6万バレル、率にして28.5%の減少を見た。更に12月には引き続き11月よりも5%削減されることも決議された。⁽³¹⁾

しかし、中東における事態が平和的解決の方向に向ったことや、西ヨーロッパ諸国及び日本の親アラブ的態度の表明などによって、石油生産の削減はこれ以上されなかった。11月の後半には、オランダを除くEEC諸国、日本、フィリピンなどに対しては、12月の5%削減はされないことが決定された。⁽³²⁾ 更に石油消費国は、「友好的」「中立的」「敵方支持者」の三者に分類され、それによって石油の供給量が決定されることになった。⁽³³⁾ 「友好的」な国に対しては、1972年の輸出量まで許されることになった。また、イスラエル軍のアラブ領からの撤退に従って、アメリカ合衆国に対する禁輸も次第に解除されることになった。1974年1月1日には、25%の削減率が15%に引き下げられ、その月の5%追加については全く問題とされなかった。日本はそれまでに2回に渡って国連安全保障理事会の反イスラエル決議を支持することを表明していたため、特別な扱いを受けることが約束された。この日本に対するアラブ諸国の寛大な態度は、単に日本が政治的に親アラブ側に転換したことのみが考慮されたのではなく、「低下する日本の経済状態」が大きな要素とされたことは注目すべき事柄である。⁽³⁴⁾

最終的には、1974年3月18日、ウィーンでアラブ石油相たちがアメリカ合衆国に対する輸出禁止を解除するということを発表したことによって一応この問題には区切りがついたと言えよう。ウィーン会議にイラクは出席するのを拒否したし、リビアとシリアは禁輸解除を拒否したし、今日でも南アフ

リカやローデシアに対する輸出禁止は続いているのだが第4次中東戦争に直接関係する石油戦略は、この1973年10月18日から1974年3月18日までの5ヶ月の期間の事件1単位のものとして扱うことができよう。

C 石油戦略の国際法上の問題

第4次中東戦争の石油戦略として適用された手段は次の五つである。

1. 外国資産の国有化（イラクの場合）
2. 原油生産の削減
3. 急速な価格の引上げ
4. 差別的な輸出（供給）政策
5. 特定の国に対する輸出の禁止

この中で1の外国資産の国有化という問題は多くの国際法学者が異った見解を持っているということは今までに明らかにされており、ここで副題として取りあげることのできるような単純な問題ではない。⁽³⁶⁾ 2の1次産品に対する生産の制限は全く国内的な問題で、国際法の介入する余地はない。事実過去において幾つかのアラブ諸国が資源保存の目的で生産制限を国際問題となることなく実施してきた。⁽³⁷⁾ 3の価格の引き上げは全く経済的な問題で、前項の歴史的過程の中ですら今回の、テーマとは外れているという理由から全く触れていない。すると残るのは4と5の差別的な輸出政策と特定の国に対する輸出の禁止であるが、これらの問題は古くから戦争時の国際法で取り扱われていることがわかる。

この研究には二重の目的がある。まず第1に、第4次中東戦争においてアラブの石油戦略の一部として行なわれた石油の消費国別差別的輸出政策と一定の国に対する輸出禁止は、今日の国際法において、いかに評価されるかということであり、第2にそれらの行為をアラブ諸国自身、国際法の観点ではどのように理解しているかどうかである。今日の国際社会において相手に害を与える無謀な行為は許されないと言うことはアラブ諸国も承知のはずである。では、仮に石油戦略が国際法上客観的には合法的ではなくても、アラブ諸国自身がこれは無謀な行為ではなく道理にかなったものであると理解するならば、この慣習は今世紀中にはアラブ諸国の間に定着するものであり、将来もしばしば参考とされるであろう。本稿ではこの点について、国際慣習法、国際連合、及び条約による国際法の三つの観点から検討する。

II 国際慣習法から見た石油戦略

A 平和時における輸出制限の慣習

1 一般論

国際政治において、ある目的を達するために用いられる経済的報酬と処罰の技術の一つに通商停止(embargo)が存在することは古くから認められている。⁽³⁸⁾ スペイン語に由来するembargoという英語の用語は、⁽³⁹⁾ 本来は船舶の抑留を意味する言葉で、その意味でも使われていたが、イギリスの国内法で一般にcivil embargoと呼ばれるものがあり、それは国家の安全のためにイギリスの船舶の出港を禁止

するものであったことから、⁽⁴⁰⁾ 今日では通商停止または輸出禁止の広い意味で使われている。⁽⁴¹⁾

20世紀に入ってから広く普及した輸出禁止としてのembargoは、単に中立に関する国際法において中立的地位を保持するために交戦国に対して武器などの輸出を禁止する意味だけではなく、侵略者や敵国への協力者などを罰して自国の安全を守ったり、ある国が必要以上に軍備を拡張して世界平和の危険を犯す可能性や、ある国での内乱が激しくなった時など、多くの場合外交上の政策として単独的に行なわれることである。またこれらの経済的措置は、国際連盟規約第16条にある「制裁」や、国際連合憲章第39～42条にある決議の強制措置などとは異った性質のものである。⁽⁴²⁾

このような経済的技術は、国際社会において過去に幾つかの例を見ている。表1はピーター・ウォレンスティーンがキージング資料集を基にしてまとめあげたものだが、1933年から1967年までに18件もある。(ただし、この表には輸出禁止のみだけではなく輸入禁止も含まれている。) これらの中で成功に終わったもの、すなわち何らかの経済的制限が加えられた後、加えた側にとって好ましい結果を相手から得ることができたのは、1933年のイギリスからソ連に対するものと1960～62年のアメリカ合

表 1
経済制裁の例 (1932-1967)

年	経済制裁を加えた国	被害を受けた国・地方
1933	イギリス	ソ連
1935-36	国際連盟	イタリア
1941	アメリカ合衆国	日本
1945-	アラブ諸国	イスラエル
1948	インド	ハイゼラバード
1948-55	ソ連	ユーゴスラビア
1948-49	ソ連	ベルリン
1948-	アメリカ合衆国・北大西洋条約機構	ソ連・中華人民共和国
1951-54	イギリス	イラン
1954-61	インド	コア
1960-	アフリカ諸国	南アフリカ
1960-62	アメリカ合衆国	ドミニカ共和国
1960-	アメリカ合衆国	キューバ
1961-	ソ連	アルバニア
1963-	アフリカ諸国	ポルトガル
1965-	イギリス	ローデシア
1967-	アラブ諸国	アメリカ・イギリス・西ドイツ
1967	ナイジェリア	ビアフラ

Source: Peter Wallensteen, "Characteristics of Economic Sanctions," *Journal of Peace Research*, No. 3 (1968), p.249.

衆国からドミニカ共和国に対するものの二つだけである。しかもドミニカの場合には、経済的措置が直接結果に結びついたという結論は出し難い。しかし、ここで問題とされることは、いかにその効果

表 2
経済制裁の影響

被害を受けた国	制裁適用直前の加害国との貿易の占める率, %	制裁適用後1年間に実際に低下した貿易の率, %
ソ 連	14.0	7
イ タ リ ア	10.6	32
イ ス ラ エ ル	-	-
ユ ー コ ス ラ ビ ア	19.5	13
キ ュ ー バ	68.9	5
ドミニカ共和国	57.9	21
南 ア フ リ カ	5.0	0
ア ル バ ニ ア	50.0	7
ポ ル ト ガ ル	3.5	+2
ロ ー デ ン ア	29.0	31
平 均	29.0	-13
中 位 数	19.5	-7

Peter Wallensteen, "Characteristics of Economic Sanctions," *Journal of Peace Research*, No.3 (1968) に掲載されている二つの表より作製。

があるかではなく、通商停止という慣習は、国際社会には馴染深いものだということである。参考までに、過去における通商停止が相手国に与えた影響を見ると、表2のようになる。こうしてみると、石油という一製品のみの通商停止という点から言えば、今回の石油戦略は過去のものより穏やかに見えるが、それに参加した国及びそれによって被害者となった国の数、また世界経済に与えた影響などから見れば、かなり大規模なものであったことがうかがえる。

2 アメリカ合衆国による輸出制限の慣例化

アメリカ合衆国によるある一定の商品に関する輸出制限の慣習は、第2次世界大戦以後、はっきりとした形を現わしてきた。古くは、1898年のスペインとの戦争の時に大統領に戦争に関する物資の輸出制限をする権利が与えられ、⁽⁴³⁾ 両世界大戦においても同様の権限が与えられているが、それまでは制限の対象となるものは、武器とか燃料とか直接戦争に関係のある物資で、しかも戦時中の短い期間に限られていた。⁽⁴⁴⁾ しかし、第2次世界大戦を契機として、その慣習は平和時にも、また広範囲の物資を含む法律へと変化していった。

1940年7月2日、ドイツがフランスを占領した直後にアメリカ議会は、「国家の防衛の強化を促進させるための法」⁽⁴⁵⁾ を可決し、その第6節で、「いかなる軍用品またはその部品・修理・運転・製造のために使われる道具・材料」などの輸出制限の権限を大統領に与えた。その後、この法令（有効期限は1942年6月30日とされていた）は何度か期限延期や内容の拡大を見、その中で1942年6月30日に可決された法によって第6節の内容が、「いかなる品目・技術的データ・原料または補給品」も制限の対象に含まれるように拡大された。⁽⁴⁶⁾ ここで初めて無差別的に輸出制限となる品目が選ばれる慣習がアメ

リカにおいて成立した訳である。

平時における実施ということについては、原子力及び軍需品以外の輸出制限に関して、1947年12月、政府の最高レベルで決定された事項に始まる。当時、アメリカ合衆国や他の自由主義諸国がソビエト圏に戦略物資などを輸出していたことに注目し、アメリカ側は、共産圏の軍備拡大に貢献しそうな国々へ、それに関する物資の輸出を制限する政策をとった。正式には、1948年3月1日、アメリカ商務省が、ソ連及び東ヨーロッパへの輸出はすべて許可制にしたことに始まる⁽⁴⁷⁾。

輸出制限が成文化された法律として出現したのは、1949年の輸出制限法(Export Control Act)である⁽⁴⁸⁾。この法律の中で幾つかの原則が明らかにされているので、その中でも意味ありそうなものをここに挙げてみよう。

1. 輸出制限を必要とする理由、またその目的は

- a. 不足がちな物資の過度な国外への流出を防ぎ、国外での異常な需要から起こる国内でのインフレーションなどを防ぎ、国内での経済安定を図るため
- b. 外交政策の促進を図り、国際的責任を果たすため
- c. 国家防衛のため

2. このような輸出制限は、アメリカと安全保障条約を結んでいる各国の最大限の協力のもとで行ない、自由諸国が合同で共産諸国との貿易政策が打ち出せるように努力する。

3. 大統領が輸出制限または禁止を施行する権限を持つ。

4. 規制対象となるものは、技術的データ・情報を含む、一切の品目・原料・補給品とされている。

輸出制限法のもとで実施された輸出規制は非常に複雑なものであった。規制品目とそれに対する許可は、輸出される国ごとに細かく定められた⁽⁴⁹⁾。また、輸出される国は8段階のグループに分けられ、それによって異った政策がとられた⁽⁵⁰⁾。1953年12月には完全な輸出禁止が中華人民共和国に対して行なわれ、20年以上もそれが続いた。キューバに対する輸出禁止は1960年10月に行なわれたまま今日も続いている。その他、北朝鮮・香港・マカオ・北ベトナムなどが、アメリカの防衛という理由から輸出禁止の対象となったことがある⁽⁵¹⁾。

輸出規制を集団的に行ない国際化しようとした動きが、ココム(COCOM)と呼ばれる対共産圏輸出調整委員会であった⁽⁵²⁾。これは、ソ連圏諸国に対する自由諸国からの輸出の制限、特に戦略上の重要物資が流出するのを防止するための国際機構で、1949年に、アイスランドを除く北大西洋条約機構の加盟国14ヶ国で組織されたが、1952年には日本も加盟して15ヶ国となった。この組織は1957年ごろから緩和の動きが強まり、今日では東西貿易も活発になり始めているのでその存在意識は薄れつつある。しかしここで大切なのは、このような輸出の制限だけを目的とした国際組織が事実上存在したということである。

比較的輸出の自由化という傾向が見られる1969年12月可決の輸出管理法(Export Administration Act)⁽⁵³⁾が1970年1月1日に、マッカーシー主義の色の濃い1949年の輸出制限法にとって代わったのだが、その中で述べられている輸出規制を必要とする理由、またはその目的などは、以前とは変っていない。また、権限は大統領にあり、対象品目はすべてのものに及んでいる。結果的には、1949年の

法のもとで定められた各種の規制は、各国を8段階に分けることも含めて今日まで継続されている⁽⁵⁴⁾。

また、この差別的輸出制限制度は、1951年の相互防衛援助統制法(Mutual Defense Assistance Control Act 別名 Battle Act)によって更に強化されている⁽⁵⁵⁾。この法によると、「(1)アメリカ合衆国とそれに協力的な国々の国力を強化し、(2)合衆国の軍事活動と国家安全を脅かす国々の行動を妨げ、(3)外国からの侵略者の支配下から自由を取り戻そうとしている人々を援助するために、ソビエト社会主義共和国とその支配下の国々を含む合衆国の安全を脅かそうとするいかなる国または一連の国々に対して、武器・弾薬・軍用品・原子エネルギー資材・石油・・・・の輸出を禁止する・・・」とされている。後に改正された部分もあるが、この法によって制定された禁輸品目は、今日に至っても効力を持続している。

以上、アメリカ合衆国によって慣例化された輸出制限の原則をまとめてみると、

1. 輸出制限は、国内経済保護のために実施される。
2. 輸出制限は、外交政策の促進のために実施される。
3. 輸出制限は、国家の安全を守るために実施される。
4. 輸出制限は、他国の目的達成の援助のために実施される。
5. 輸出制限は、自国の軍事行動を強化し順調に運ぶために実施される。
6. 輸出制限は、他国の軍備強化及び軍事活動を妨げるために実施される。
7. 輸出制限される対象は、あらゆる品目に及ぶ。
8. 輸出制限は、一国または一連の国々によってなされる。
9. 輸出制限の対象は一国または一連の国々とされる。
10. 輸出制限は、平和時・戦争時を問わず実施される。

という結果が得られる。

これをアラブ石油戦略について考察してみると、1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, に当てはまる。

3 国際社会における輸出制限の慣習

自由世界における輸出制限の制度の国際化は、おもにアメリカ合衆国によってなされた。まず、戦後アメリカは経済援助を与えている国に対して共産圏への輸出制限に協力するようある時は経済的武器をも使って強制した⁽⁵⁶⁾。他の国々に対してはまず一対一の交渉から始め、最後には集団的なCOCOMの結成へと運んだ。結果的には、それぞれの国がアメリカのそれとよく似た輸出制限に関する国内法を制定するに至った。1962年にアメリカ議会に提出された報告書には、西ヨーロッパ6ヶ国は、アメリカ合衆国とよく似た輸出制限を共産圏に対する戦略物資について実施しており、COCOMの輸出禁止品目については、それぞれの国内法によって規制されていると述べられている⁽⁵⁷⁾。

スイスやスウェーデンのような中立または中立的な国家の外交においても、戦略物資の輸出に関しては輸出制限の方針が見受けられる⁽⁵⁸⁾。社会主義国家のような外国との貿易を政府が完全に独占している国々では、輸出制限は当然のこととされている。ソ連の場合、東ヨーロッパの国々は、それぞれ何らかの形でソ連に経済的に依存しなければならないような経済体制を作っているため、ハンガリーやチェコスロヴァキアのように反ソ連的な動きを知ると、ソ連からの輸出を停止して経済的に罰する

ことができる態勢を整えている。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会によると、輸出制限の考えは今日発展途上国の法制度の中にも普及していると言う⁽⁵⁹⁾。つまり、20世紀後半においては、輸出制限の慣習は、もはや世界的なものとなっていると言えよう。

B 戦争時における輸出制限の慣習

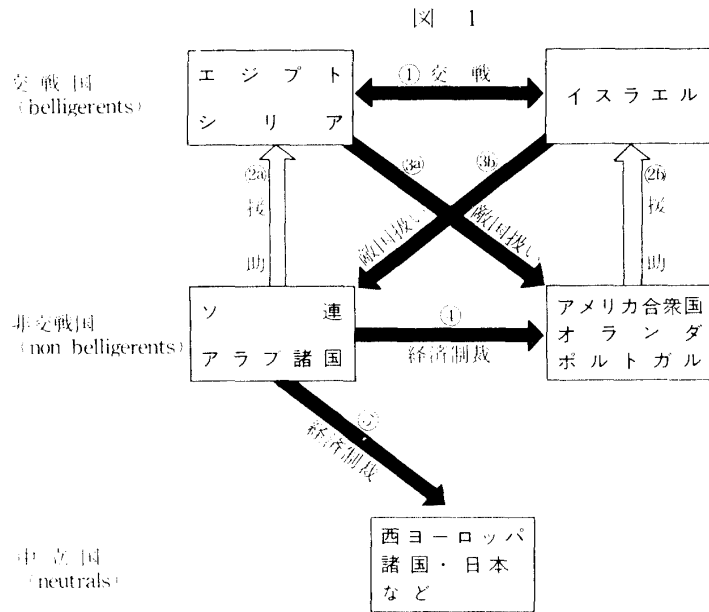
戦争時における交戦国に与えられた一定の権利・法則などは、国際法では古くからその地位が明確であるので、ここでは更に検討する必要はない。交戦国は、敵国または敵国に加勢や協力をしたりして中立性を保たない国に対しては経済的制裁を加えることができる。ただ、ここで問題となるのは、交戦国でない諸国の態度である。

国際法では、交戦状態(belligerency)にない国は、中立的態度(neutrality)を保ち、交戦中のいずれにも加勢したり外交上有利な条件を与えてはならないとされている⁽⁶⁰⁾。第4次中東戦争で実際に交戦状態に入った国は、エジプト、シリア、それにイスラエルの3ヶ国だけである。すると、他の国々は理論的には「中立」と分類されるのだが、実際には、アラブ側にはソ連が空輸とか軍需品の供給において援助し、イラク・ヨルダンも出兵の準備をしていたし、他のアラブ諸国は石油戦略に入った。イスラエル側では、特にアメリカ合衆国とオランダ及びポルトガルが協力している。すると、これらの国々は、実際には交戦状態には入らなかったけれども、何らかの形で中立性を失ったことになる。このような、交戦でもない中立でもない、あいまいな状態を表現するのに、国際政治では非交戦状態(non-belligerency)という言葉が使われている⁽⁶¹⁾。非交戦状態という言葉は、国際法では正式にはその地位を認められていないが、しばしばこの中間的な状態を表現するのに用いられる政治的用語である。

非交戦状態というものが、交戦と中立の中間的存在として可能なものであるか否かは、第2次世界大戦前及びそれを通してすでに検討された⁽⁶²⁾。この用語が最初に公式に使われたのは、1939年9月1日、イタリア政府がヨーロッパ戦線における自国の立場を説明した時であろう。この時イタリアは、「軍事的行動を率先してとることは避け、イギリスともフランスとも戦争をすることを望まない。」と表明し、後12月6日にはイタリアの「非交戦状態」が正式に制定された⁽⁶³⁾。またイギリスでは、1940年5月ヨーロッパ大陸におけるドイツの勝利が明確となった時、チャーチル首相はアメリカのルーズベルト大統領に宛てて、「アメリカは非交戦状態を宣言すべきですよ。そうすれば我々に対して軍隊の動員以外なら何でも援助できることになりますからね。」というメッセージを送っている⁽⁶⁴⁾。これらの考えは、非交戦状態というものが、中立でもない交戦でもない別個のものとして存在するという見方を表わしている。

しかし今日の国際法では、アメリカ合衆国もソ連も、また諸国の国際法学者の間でも「非交戦状態」というものは合法的には認められないという意見が多い⁽⁶⁵⁾。非交戦国と自称する国は、実際には戦闘そのものには参加せず、交戦国からは中立国としての扱いを受けるべきだと主張するのだが、現実には交戦国のどちらかに味方をし、何らかの援助を与えようとする。従って、戦争時において中立国としての取扱いを受ける資格はない。なぜならば、真に中立と称する国は、戦闘に参加せずにいるばかりではなく、偏見のない公平な立場と行動をとることを必要とされるからである⁽⁶⁶⁾。過去における中立に関するおもな条約の中では、偏見のない公平な立場が常に強調されてきた⁽⁶⁷⁾。1949年8月12日の

捕虜の待遇に関するジュネーブ条約の第4条B(2)と第122条で、「中立国又は非交戦国」という言葉が交戦国でない国という意味で使われているが、⁽⁶⁸⁾他に「非交戦国」の定義はなされておらず、これによって国際法上の地位が確立されたと見るのは無理であろう⁽⁶⁹⁾。



これを石油戦略の枠組で見ると図1のようになる。まず交戦国としては、エジプト・シリア・イスラエルが挙げられここでの戦争は従来の国際法の枠を越えていない。次に、ソ連・アラブ諸国はエジプト・シリア側を、またアメリカ・オランダ・ポルトガルはイスラエル側を戦闘を除いた各方面で援助し、いわゆる非交戦国なのだが、国際法上は中立的な地位を失っているので、エジプトとシリアはアメリカ・オランダ・ポルトガルに対して(3a)、またイスラエルはソ連とアラブ

諸国に対して(3b)敵国扱いすることができる。ここまでは上記の非交戦状態に関する検討から明確である。

次に問題とされるのは、一方の非交戦国が他方の非交戦国をどのように扱うことができるかである。つまり、アラブ諸国はアメリカやオランダを(4)のごとく少なくとも経済的に敵国扱いできるか否かである。これについて国際慣習法ではあまり明確ではないが、アラブ諸国はそれができると解釈した。過去の例として、まだアメリカ合衆国も日本も交戦状態にはない1940年7月、アメリカはドイツの勢力下にある地域を石油の欠乏状態に陥らせるために、西半球諸国とイギリス以外の国に対して石油の輸出を全面的に禁止した。また同年秋には、鉄鉱及びくず鉄の輸出禁止を同地域に対して行なっている⁽⁷⁰⁾。このような例に基づいて、アラブ諸国は、アメリカなどに対する石油の輸出禁止は妥当なものであると解釈している。

更に問題とされるのは(5)の関係で、アラブ諸国は中立を保つ国々に対して経済的制裁を加えることができるかである。アメリカの同盟国である西ヨーロッパ諸国や日本は、第4次中東戦争の戦闘そのものに対しては中立的態度を取っていた。ならば、それらの国々に対して圧力かけるのは不当ではなかつたらうか。国際慣習法ではそのような行為は許されないが、アラブ側の解釈によると、第4次中東戦そのものは、1967年の戦争でイスラエルが不当に占領したアラブ領を取り戻すためのものだから、アラブの権利を認めた多くの国連決議に賛成せず中立的態度をとるのは国連加盟国としての集団安全保障の義務を怠る無責任な侵略者イスラエルの肩を持つ行為であると言っている⁽⁷¹⁾。つまり、中東戦争に関する限りは、アラブにとっては中立というものが存在せず、親アラブか反アラブしかないと見られている。この点に関しては、国際慣習法の領域を出、次の国際連合の枠組で検討されるべきであろう。

III 国際連合における一般的傾向と石油戦略

A 国際連合における一般的協約

ここで検討されるべき一つのテーマは、アラブ諸国による石油の輸出禁止政策は、国際連合憲章第2条(4)を犯す行為であるか否かである。憲章第2条(4)は加盟国の義務の一つをうたっており、「すべての加盟国は、その国際関係において、力(force)による威嚇または力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と書かれている。この「力(force)」という言葉は、単に武力(armed force)のみを意味するのか、あるいは他の経済・外交及び思想的威圧も含まれるかが重要な問題となってくる。もしこの「力」に経済的な圧力も含まれるとするならば、アラブ諸国は、石油の供給を停止することによって他国を経済的危機に陥れ、その国の平和を脅かした疑いが濃厚となる。

今日においても、この点については正式な結論は出されていないが、国連の歴史の浅い時代には、力とは武力のことのみに意味するのであって、政治・経済的な圧力は含まれないという見解が多かった。事実、国連憲章の和文訳を見ると、「force」は「力」とは訳されずに「武力」と訳されている⁽⁷²⁾。この見解は、サンフランシスコ会議において検討された記録を見ても一致を見るし、広範囲な解釈は許される程度の圧力と許されない圧力との差をつけることが困難になるという意見から打ち出されている⁽⁷³⁾。グッドリッチらは、「国連諸機関の慣習から見ても、各種の経済的・政治的威圧は、宣言された組織の目的と原則に反し、国際条約や認識を得た国際法の原則を犯した平和に対する脅威と見なされる一方、それらは、武力の使用に対するためのものと理解される第2条(4)の規制に必ずしも該当するものではないと見なすべきだという結論を出すことが妥当だと思われる。」と述べている⁽⁷⁴⁾。

しかし、1967年の条約法に関するウィーン条約の第31条(3)では、(a)条約の解釈又はその規定の適用に関して当事国の間で条約締結後に行なわれる合意や(b)条約締結後の条約適用上の慣行で条約の解釈に関する当時国の合意を確立するものなどは、その条約（ここでは国連憲章）の解釈に当って考慮に入れられなければならないとされている⁽⁷⁵⁾。では、ここで考慮に入れられるべきことは、国連設立以来国連総会で採用された幾多の決議案であろう。国連総会で可決された決議案自体は国際条約ではなく、加盟国に何らかの義務をも負わせないが、国連憲章の解釈に関する同意という点では条約法に関するウィーン条約と結びつけると有意義なものとなってくる。

過去において数多くの国連総会決議によって憲章第2条(4)中にある「force」という言葉は単に武力のみを意味するのではないと述べられてきており⁽⁷⁶⁾、それを一般的原則と見る傾向も現れてきている⁽⁷⁷⁾。中でもごく最近可決されたもので最も代表的と思われるものに1970年の「国連憲章に従った国家間の友好的関係と協力に関する国際法の原則についての宣言（以下「友好関係宣言」）」というのがある⁽⁷⁸⁾。その宣言の中には、「国際関係において、いかなる国の政治的独立性又は領土保全に対して、軍事・政治・経済的又は他のいかなる形の威圧をも慎むことが国家の義務である。」と述べられており、憲章第2条(4)の解釈として、すべての国家は、一定の国民の自決権・平等の権利・自由及び独立を剝

奪するような「強制的行為(forcible action)」は慎むべき義務を持つと宣言されている。そうして更に具体的な言葉では、「いかなる国も、他の国の独立権の行使を阻害するためや、そこからいかなる利益をも得るために、抑圧の手段として経済的・政治的又は他のいかなる型の方法をも、使用又は使用の援助をしてはならない。」とあり、アラブが適用した石油の輸出禁止政策などは、今日の国際社会では認められないものであるという傾向が大きい。

更にもう一つのテーマは、近年国際法において問題となり始めた新しい課題で、ある国に存在する天然資源は、その国が自由に管理することができるかどうかである。前述のごとく、今までの国際慣習法では、これは全く国内的な問題であり、国際法の介入できる場所ではないとされてきた。しかし、最近になって、まだ国際法ではその地位は認められていないが、少なくとも国連総会の決議の中では、過去の国際慣習法に疑問を投げかける動きが見られるようになった。

まず、1966年に可決された「経済・社会・文化の権利に関する国際誓約」では、天然資源の「自由」な処分は、「相互利益と国際法の原則に基づいた国際経済協力から生じるいかなる義務をも」損じてはならず、「いかなる場合においても、一国民の生存手段を奪ってはならない。」と述べられ、ここに天然資源を有する国家への道徳的訓告がなされている。⁽⁷⁹⁾ 更に、1970年に始まった第2次国連開発の10年に際して国連総会が宣言したことによると、「経済と社会発展は、国際社会全体の共通と又負担とすべき責任」であり、「おのおのの国は、自国の人間及び天然資源を開発する権利と義務を持つが、その努力の最大限の利益は、効果的な国際活動が同時にあってのみ実現する。」とあり、国内の天然資源に対しては、国際的関心が常に向けられていることを意味している。⁽⁸⁰⁾

しかし、現段階ではせいぜい以上のようなことで2~3の国連総会の決議が天然資源の国際的管理を暗示しているからと言って、ある国の自由な天然資源の処分について国際法的に追及できる可能性は少ない。むしろ逆に1960年の国際総会決議では、「自国の天然資源を処理する国家の自主的な権利」がうたわれており、⁽⁸¹⁾ UNCTAD(国連貿易開発会議)の貿易開発理事会の決議の中にも、「おのおのの国が、自国の天然資源の調査・開発・処理などの活動の許可・制限・禁止に関して、必要かつ好ましいと思われる規則や条件を定める自由」が含まれている。⁽⁸²⁾ 更に1972年に可決された国連総会決議では、一応1970年の友好関係宣言の趣旨には同意してはいるものの、「自国の天然資源に自国の主権を行使している他の国家に対して、ある国家による直接又は間接的に強制される行為・方策・法規などは、(国連)憲章と(総会)決議第2625号(XXV)に違反するものであり、第2次国連開発の10年のための国際的企画の目標・目的・政策と矛盾するものである。」と、一国による天然資源の自由な利用の権利を強調しているかのようにうかがえる。⁽⁸³⁾ この決議に際しては、ほとんどのアラブ諸国は賛成の票を投じており、この問題に関しては、石油戦略におけるアラブ側の主張、すなわちアラブの石油はアラブが自由に利用する権利があるということが成立しそうである。

B アラブ側による国連決議の解釈

前述の二つの問題において、後者の方はおのずからアラブ側の立場を支持する結論が出ているので、アラブ側の弁明を要するのは前者の点、すなわち、友好関係宣言に基づく、アラブ側の交戦国でない国に対する石油の輸出禁止は、国連憲章第2条(4)に掲げられた加盟国の義務の一つに違反するものだ

ということである。

この点についてアラブ側は、まず第一に、第4次中東戦争の根本的理由、すなわち第3次中東戦争におけるイスラエルの不法なアラブ領の占領を取りあげている。例の経済的威圧を慎むことは国家の義務であると述べている友好関係宣言の別項には次のようなことが述べられている。

「一国の領土は、国連憲章の規定に違反した武力の使用の結果による軍事占領の対象となるべきではない。一国の領土は、他国の武力の使用又はその威嚇の結果による取得の対象となるべきではない。武力の使用又はその威嚇の結果によるいかなる領土の取得をも合法的とは認めない。⁽⁸⁴⁾」
よって、アラブ側は、前述の経済制裁に関するこの文面とは切り離して考えることはできないと主張している。⁽⁸⁵⁾ また、この宣言は更に、一国民の外国からの支配は国連憲章に違反しており、強制的行為によって自決の権利を剥奪された国民は、「国連憲章の目的と原則に準じた援助を要求し、また受ける権利を有する。」と言っている。従って、このような権利を奪われた一部のアラブ民族は、直接又は間接的に他のアラブ人から自衛又は復讐のために、侵略者及びその関係者に対する罰としての経済的制裁を援助として受ける権利を持っていると言う。逆に言えば、アラブ諸国は、友好関係宣言の文面から、石油の輸出制限を実施する権利を有していたということになる。

第二に、他の国から利益を得るために他の国に経済的処置を強制することを禁止すると言うことは、絶体的なものとは考えられないという説がある。マクドガルの名著によると、「ある価値を目的とする場合は、日常の国家間活動において、ある程度の強制的措置はやむをえない。基本的な共同社会の政策では、この種の強制を禁止しようとはされない。」とあり、⁽⁸⁶⁾ 不法な経済的処置とは、その目的によって決定されるべきであって、その影響によって決定されるものではないと解釈できる。つまり、アラブの石油戦略は、あくまでも失なわれた権利を取り戻すことを目的としたものであり、他国に積極的な攻撃を仕掛けたものではないとされている。

第三に、友好関係宣言のどこを見ても、単に友好という目的のために、相手側から何の適當の配慮も受けないのに、自国の経済を犠牲にしてまで相手国の利益のために尽くす義務があるとは書かれていないということである。もしある国が自国の長期的経済利益を犠牲にして他の国へ恩恵を施すのならば、逆にどのような恩恵を受けるべきかは、国際法の許す範囲内では、その国が決定する権利を有するものと見られる。従って、ある国に対してはイスラエルへの軍事・経済的援助を停止することを求めるのであり、他のあまり関係ない国に対しては、ある程度の親アラブ的態度を求めただけである。アラブ諸国は、この原則を利用して無謀な要求はしなかったはずである。

そして最後に、上記の宣言は、平和時の国家間関係を述べたものである。しかし、第4次中東戦争のような戦争時には国際慣習法が適用されて、その中でも敵国及び中立性を失った国に対して経済的措置をとることが許されており、友好関係宣言は全く問題とされない。

以上のアラブ側の立場を要約すると、なるほど経済的強制政策は不当とされるが、それはあくまでも不当な目的のために用いられた時のみ禁止されるべきで、今回のような正当な目的がある時には許されるものであるということになる。

IV 国際条約に基づく石油戦略の考察

A 多国間協定

数多くある多国間協定の中で、ここで検討されるべきものは関税と貿易に関する一般協定（GATT）のみである。アラブ諸国の中でGATTの当時国となっているのはエジプトとクウェートで、アルジェリア・バハレーン・カタールは事実上GATTが適用される国となっているだけである。⁽⁸⁷⁾これらの諸国は、石油の輸出制限と禁止に関する決議の決定に参加した。

GATTの第1条には、当時国は相互に最恵国待遇の原則を適用しなければならないとされている。⁽⁸⁸⁾最恵国待遇の国に対しては他の国と比較した場合、いかなる差別的処置をもとれないことになっている。第11条は、他の当時国に対する輸出制限又は禁止は不当とされている。第13条は、差別的な輸出入の数量的制限を禁止している。以上の条項のみに注目したならば、GATTを適用しているアラブ諸国は、条約に違反したとみなされるであろう。

しかし、GATTには2種類の例外が認められている。

その一つは、第20条の「一般的例外」の中に述べられている、「消耗する恐れのある天然資源の保護に関する」政策をとるおのおのの当事国の権利である。このような政策は、「国内における生産あるいは消費の制限と関連して」実施されなければならない、「同じ条件の成立する国々を、横暴な理屈に合わない方法で差別してはならない」とされている。従って、アラブ諸国側の主張は、本稿の最初に述べられた通り、石油の埋蔵量は生産できる年数から言えば比較的少なく、保護する必要があったと言えよう。よって、一般的な生産削減はGATTでは認められていると受けとることができるが、それが輸出制限を加えた国すべてに対して差別なく行なわれたかと言えば、そうではなかったのは明白である。しかし、これに関する検討も、第20条のみではなく、GATTの他の条項も考慮されるべきである。第22条(1)には、他の当事国に対して「同情的な配慮」がなされるべきだとあり、特に日本に対してなどは、前にも述べられたように「低下する日本の経済状態」が考慮の大きな対象となったことは言うまでもない。⁽⁸⁹⁾このような好意的な差別はあまり批難の対象とはならないが、アメリカ合衆国やオランダに対する逆の場合はどうであろうか。この点については、次の第21条に注目することが必要である。

第21条にあるもう一つの例外というのは、「基本的な国家の安全を守るために必要とみなされる一切の行為」である。ここで注目すべきことは、どの程度の事態にどの程度の処置が必要かは、各当事国が自由に決定することが認められているということである。これは、当事国の全く政治的な決断に任せられており、戦争という事態においては、GATTに関する限りは、かなりの広範囲の行動が認められるようである。

ちなみに第22条(1)には、他の当事国に対して「同情的な配慮」をすべきであると述べられている他に、「協議のための十分な機会」を与えるべきとある。しかし、この義務はGATTの施行に関する一定の処置がとられた後に生ずるものであって、政策決定の前に相手の当事国と協議する必要はない。また、石油の輸出制限の影響を受けた国の中には一つもGATT第22条に基づいて協議を申し入れた

国はなかった。

以上のように、GATTによって国際条約上の制限を受けたアラブ諸国の石油戦略の行為は、特に第21条で国家の安全を守るための戦争という緊急時の政策であったということから、その例外を認められ、正当な行為であったと言えよう。

B 二国間協定

アラブ石油戦略に関する二国間協定は三つあるが、そのいずれもアメリカ合衆国が一方で、他の当事国はサウジアラビア、イラクそれにオーマンである⁽⁹⁰⁾。

まず、1933年にロンドンで調印されたサウジアラビアとアメリカ合衆国の間の条約だが、⁽⁹¹⁾その中で通商に関する部分では最恵国待遇のことに触れられているだけで、それに対する例外条項は設けられていない。よって、どちらかと言えば、この条約の当事国は、相手に対して輸出禁止などはできないことになっている。しかし、アラブ側の解釈によると、第3条に列記されているのは、「輸入・輸出・それに他の関税と通商に関する」取扱いであって、輸出の数量的制限はここには含まれていないと言う。また最終的には国連憲章103条を引用して、「国連加盟国の憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、憲章に基く義務が優先する⁽⁹²⁾」という原則に従って、アラブの行為は安全保障理事会の決議を移行行動の一部であるから、合法的であると言えるのであろうが、この二国間条約のみを見た場合は、アラブ側の行為を素直に支持するのは難しいようである。

1938年のイラクとアメリカとの条約には、⁽⁹³⁾第2条に、「輸入と輸出の禁止と制限に関するすべての事柄において、いかなる時でも一国が相手国の貿易に対してそのような禁止又は制限を加える可能性がある場合には、それと同じような扱いを他のいかなる国にも与えることを両国は同意する。」と明記されており、相手国に対する差別的輸出制限はここに禁止されている。しかし、第4条においては、「国際連盟規約から生じる中立の権利と義務に関する処置の適用又は執行」について例外が認められている。従って、第4次中東戦争においてアメリカ合衆国の中立が疑われた時には、この例外が適用されるものと考えられる。しかし、国際法上の正当性は一応ここに成立したものの、実際にはイラクは、アメリカに対する石油の輸出制限に関するアラブ石油相会議の決議には同意しなかった。地中海側ターミナルからアメリカに対するイラクの供給停止は、イスラエルの空撃の結果生じたものと言われている。

最後に、1958年にオーマンとアメリカ合衆国の間に結ばれた条約には、⁽⁹⁴⁾第8条に、一方の当事国による他方の当事国又はその領土に対するいかなる産物についての輸出に対する制限も、「第三国に対するそれと同じ産物の輸出が同じように制限されるか禁止されない限りは」禁止されている。しかし、この条約にも例外があって、第11条には、「国際平和と安全の維持又は回復のための義務を果たすことが必要な、又は自国の基本的な安全を守ることが必要な」場合には例外が認められている。従って、オーマンはこの条約の制限は受けなかったと言えよう。ちなみに、オーマンはOPECには加盟しておらず、アラブ石油相会議にも出席しなかった。また、アメリカに対して石油の輸出禁止を実施したのはアラブ諸国では一番遅く、他のどの国よりも早くそれを解除したと言われている。

以上、二国間協定についてまとめてみると、サウジアラビアの場合には何らかの疑問があるにせよ、

すべての場合において何らかの正当な説明ができたことが言える。また、それらの説明は、特に法を乱用した結果とは思えない。

V 結 論

本稿では、各種の自然条件から、20世紀後半に入って急速に問題となり始めた(また、この問題は20世紀で終るであろう)石油資源の政治的武器化という問題を、国際法の観点から、第4次中東戦争におけるアラブ産油国の輸出制限という事件を通して検討してみた。事件は、第4次中東戦争において、イスラエルを援助した国又は親イスラエ尔的な態度をとった国に対して、交戦中のエジプト・シリアを援助するアラブ諸国が石油の輸出制限又は禁止を実施したことである。これについて、国際法の三つの角度、すなわち、国際慣習法・国連憲章と決議・国際条約上の義務という点から、アラブ産油国の輸出制限の国際法上の合法性というテーマで論じた。客観的な立場から見たアラブ側の政策はどうであったか。またアラブ側はどのような解釈をしているか。特にこの後者の方は、将来のアラブ側の行動を予測するのに重要な手掛りとなるであろう。

まず、国際慣習法の観点から考えると、平和時における輸出制限は過去幾たびかに渡って行われたことがあり、国際社会には定着した存在と言える。特にアメリカ合衆国はこの慣習の発展・定着に大きな役割りを果たしており、数多くの原則をも打ち出している。アラブ産油国による輸出制限は、これらすでに存在する原則の多くを含み、(1)国内経済保護の目的、(2)外交政策促進のため、(3)国内の安全を守るため、(4)他国の目的達成のため、(5)他国の軍備強化及び軍事活動を妨げるためという目的と一致しており、(6)単数又は複数の国によって、(7)単数又は複数の国に向けられて行なわれるものであり、(8)平和時・戦争時を問わずに実施されることなどが挙げられる。今日の国際社会の東西陣営でこの慣習は認められていると見受けられる。

戦争時における輸出制限は、国際慣習法ではもちろん認められているが、第4次中東戦争の場合、やや複雑な問題が生じてくる。従来は、交戦国がその敵国又は中立性を失って敵国に加勢する第三国に対してこのような制限を加えるのが普通であったが、ここでは伝説的非交戦国が敵方の非交戦国に、すなわち、中立性を失った一方の第三国が中立性を失った他方の第三国に対して行ったということで問題が複雑化する。更には、被害を受けた第三国の中には、第4次中東戦争そのものに対しては中立性を保っていたということ、アラブ側はそれらの中立的又は無関心な国家を、親アラブ的態度に変えるためにこの手段を用いたということがある。アラブ側の解釈では、非交戦国から非交戦国に対する場合は、第2次世界大戦中のアメリカの行為などに基つき国際慣習法で認められるべきものとされている。後者の中立的諸国に対する制裁の答えとしては、今回の戦争は国連安保理事会の決議で認められたイスラエルの不法的なアラブ領土の占領に反発するものであるから、集団安全保障の義務を有する国連加盟国は、中立的又は無関心な態度は許されないと主張している。

そこで国連憲章と総会の決議に関する事項に入る訳だが、ここで取り上げられる問題の一つは、憲章第2条(4)の他国の安全を脅かす目的で力による威嚇がなされたか否かである。今日までの国連内の傾向は、「力」の中には経済的強制措置も含まれるということだが、この文面だけから見るとアラブ

産油国の禁輸政策は憲章第2条(4)を犯したという見方がされる。またもう一つの問題は、一国の天然資源はその国が自由に処置することができるかというものであるが、この答えは、「できる」であって、アラブ側の立場は認められることになる。前者の問題に関してアラブ側は、すでにイスラエルから領土の占領という侵略的行為を受けているアラブ民族は、他のアラブ民族に対して援助を要請することができ、他のアラブ民族は経済的な手段をも入れて援助することができると解釈している。また、目的いかんによっては、ある程度の強制は日ごとの外交では認められており、何の好意的な反応をも示さない国に対しては、それ以上好意的行為を継続する義務はないし、上記の事項は平和時に関するもので今回のような戦争時には問題とされる必要はないと述べられている。

今度の事件に関係する多国間国際協定は、GATTのみで、その中では当事国は相互に最恵国待遇を与えることになっているが、第20条の「消耗する恐れのある天然資源の保護」という一般的例外と、今回特に強調された、第21条にある「国家の安全を守るため必要とみなされる」行為が認められるという二つの例外条項によって、GATTに関するアラブ側の行為が正当化されている。二国間協定はサウジアラビア・イラク・オーストラリアがそれぞれアメリカと貿易に関する何らかの条約を締結しているが、やや疑問な点はあるが、それぞれ何らかの理由でアラブの行為の弁明をすることができる。

総括的には次のようにまとめることができるであろう。

1. 世界の石油資源は比較的短期間に消耗されてしまう恐れがあるので、ある程度の保護政策はとられる可能性がある。この行為は国際法上認められている。
2. 輸出制限の慣習は、国際社会では相当定着したものと見られるので、今後過度なものでない限りはしばしば利用されるであろう。
3. 国連安保理事会の決議という国際法上の地位を持つ事実裏付けされた理論は、かなり広範囲まで応用が効く。
4. アラブ産油国による輸出制限は、相手国の敵意の程度・経済状態などを考慮した上でその厳しさが決定されたものであって、無謀な常識外れのものではなかった。
5. 国際法の各観点から検討しても、やや無理なところはあっても、何らかの形で法的に説明することができ、大きな国際法の違反はなかった。
6. 禁輸政策は、目的が達せられた段階で解除された。
7. 禁輸政策は、アラブ自身の経済の利益のために行なわれ、それが危機に陥るまでは行なわれな
8. 禁輸政策は、戦争中にとられた政策で、平和時にはできるだけ早く解除された。
9. 今後再び禁輸が実施されないという保障はない。

以上の事項を参考に今後のアラブ諸国の石油資源の開発と輸出に関する方針が、ある程度までは予測できるであろう。それを考慮に入れて日本の外交も行なわれるべきである。ただ一つアラブ諸国に願うことは、パレスチナ民族の人権も大切だが、21世紀に入ってアラブの地が再び荒れ地と化しないように、今ある石油資源を有効にかつ賢明に利用して未来に臨んでほしい。人間という動物には哀れな面があり、貧しい者に対しては富める者に対する程関心を示さないものだ。

註 (FOOTNOTES)

- ※ Lecturer of Political Science at Gifu College of Education, Gifu, Japan. B.A., the University of North Dakota, 1971; M.A., Kent State University, 1975.
- (1) 通商産業省編、『昭和50年代のエネルギー——安定供給のための選択』(東京:通商産業省調査会, 1975), p. 113 p. 137.
- (2) *Ibid.*, p. 143.
- (3) *Ibid.*, p. 135.
- (4) *Ibid.*, p. 136.
- (5) 1973年における中東の石油の確認埋蔵量は31,602,654万バレルで、生産量は790,809万バレルであった。同じ年の共産圏を除く世界の埋蔵量は48,196,073万バレルで、生産は1,690,388万バレルであった。*ibid.*, p. 135,136.
- (6) OPECは1960年イラク政府の招請により、原油価格下落防止のための協議会。加盟国は、創立者のイラク・イラン・クウェート・サウジアラビア・エネズエラと、後に参加したカタール・インドネシア・リビア・アラブ首長国連邦・アルジェリア・ナイジェリア・エクアドル・カボンの13ヶ国。1973年には世界の石油総輸出量の86.7%を占めた。後記のOAPECとは違い、政治的問題には介入しない方針をとっている。
- (7) OAPECは、1968年1月クウェート・リビア・サウジアラビアによって創設され、現在は、カタール・バレーン・アラブ首長国連邦・アルジェリア・イラク・シリア・エジプトが加盟して10ヶ国となっている。
- (8) 『昭和50年代のエネルギー』 p. 127.
- (9) *Ibid.*, p. 132.
- (10) この種の研究はあまりにも数が多いのですべてを列記することはできないが、その一例として*Foreign Affairs*に載せられたものを挙げてみると、Helmut Schmidt, "The Struggle for the World Product," in Vol. 52(April, 1974), pp. 437-451; Gerald A. Pollack, "The Economic Consequences of the Energy Crisis," *ibid.*, pp. 452-471; Walter J. Levy, "World Oil Cooperation or International Chaos," in Vol. 52(July 1974), pp. 690-713; Saburo Okita, "Natural Resource Dependency and Japanese Foreign Policy," *ibid.*, pp. 714 - 724; Walter F. Mondale, "Beyond Detente: Toward International Economic Security," in Vol. 53 (October, 1974), pp. 1 - 23; Nadav Safran, "Engagement in the Middle East," *ibid.*, pp. 45-63; Khodadad Farmanfarmanian, *et al.*, "How Can the World Afford OPEC Oil?" in Vol. 53 (January 1975), pp. 201 - 222; Eric Rouleau, "The Palestinian Quest," *ibid.*, pp. 264-283; Richard H. Ullman, "After Rabat: Middle East Risks and American Roles," *ibid.*, pp. 284-296; Nahum Goldmann, "The Psychology of Middle East Peace," in Vol. 54(October, 1975), pp. 113-126; Maurice J. Williams, "The Aid Programs of the OPEC Countries," in Vol. 54(January 1976), pp. 308-324; Colonel Merrill A. McPeak, "Israel: Borders and Security," in Vol. 54(April 1976), pp. 426-443; Fouad Ajami, "Between Cairo and Damascus," *ibid.*, pp. 444-461; Yigal Allon, "Israel: The Case for Defensible Borders," in Vol. 55(October 1976), pp. 38-53; Bernard Lewis, "The Anti-Zionist Resolution," *ibid.*, pp. 54-64; Geore W. Ball, "How to Save Israel in Spite of herself," in Vol. 55(April 1977), pp. 453-471; Nancy Turck, "The Arab Boycott of Israel," *ibid.*, pp. 472 - 493; and Dankwart A. Rustow, "U.S.-Saudi Relations and the Oil Crises of the 1980s," *ibid.*, pp. 494-516などと、他の地域についての研究と比較すると、その数は圧倒的に多い。
- (11) 国際法の観点から検討したもので、全く正反対の結論を出している二つの論文がある。アラブ諸国の行為は国際法に違反したものであると主張するのは、Jordan J. Paust and Albert P. Baustein, "The Arab Oil Weapon — A Threat to International Peace," *American Journal of International Law*(AJIL), Vol. 68(July 1974), pp. 410-439であり、アラブの行為は、国際法上正当と認められるものであったと称するのは、Ibrahim F. I. Shihata, "Destination Embargo of Arab Oil: Its Legality under International Law," 68 AJIL pp. 591-627である。前者の理論は、かなり飛躍した見解に基づき、多少の無理が生じているようにうかがえる。
- (12) 『昭和50年代のエネルギー』 pp. 135, 136.
- (13) 過去のパレスチナ問題に関してそれらを総括的にまとめたものに、Institute for Palestine Studies and Center for

- Documentation and Studies, *United Nations Resolutions on Palestine, 1947-1972*(Beirut and Abu Dhabi, 1973)があり、特に pp. 176-179 と pp. 195-98 を参照。これらの決議はおもに難民となったパレスチナ民族の人権保障に関係している。
- (14) 具島兼三郎『現代国際政治史——冷戦構造の発展と崩壊』(東京：評論社 1974), p. 178.
- (15) この事実は、1973年4月17日付の *Washington Post* のサウジアラビアのヤマニ石油相の発言(p. 1)や、同紙1973年7月6日のファイサル国王の表明(p. 1)、それに1973年9月10日付の *Newsweek* 誌におけるファイサル国王とのインタビューなどによって明らかにされている。
- (16) *Middle East Economic Survey*, Vol. 16, No. 51 (October 12, 1973), p. 4.
- (17) *Ibid.*, pp. i-iii. ここには英訳された法令第70号(1973年10月7日)が記載されている。
- (18) 参加国は、サウジアラビア・クウェート・イラク・リビア・アルジェリア・エジプト・シリア・アフダビ・パハレーン・カタールの10ヶ国。
- (19) *Middle East Economic Survey*, Vol. 16, No. 52 (October 19, 1973), pp. iii-iv. イラクの石油相だけがこの共同コミュニケに署名しなかった。
- (20) この決議は最初は広告としてイギリスで1973年11月10日付の *The Guardian* (London) 誌上で発表された。これにもイラクの石油相の署名はなかった。また、*Middle East Economic Survey*, Vol. 17, No. 4 (Nov. 16, 1973) p. iii も参照。
- (21) *Ibid.*, pp. 3-4. なお、1バレル=42米ガロン=158.934リットル。
- (22) *Ibid.*, p. iv.
- (23) *Middle East Economic Survey*, Vol. 17, No. 1 (October 26, 1973), pp. 3-7.
- (24) E. Sheehan, *New York Times*, Magazine, (March 24, 1974), pp. 13, 54. このニクソン大統領による予算請求が、直接ファイサル国王の石油戦略の決定に影響を及ぼしたと述べられている。
- (25) *Middle East Economic Survey*, Vol. 16, No. 52 (October 19, 1973), pp. 4 and 17 及び Vol. 17, No. 22 (March 18, 1974), p. 13.
- (26) 法令第90号(1973年10月21日)。英語は、*Middle East Economic Survey*, Vol. 17, No. 1 (Oct. 26, 1973) p. 12 に載っている。
- (27) *Ibid.*, p. 5.
- (28) *Ibid.*, pp. 6-7, 17; and Vol. 17, No. 2 (Nov. 2, 1973), pp. 3-4. しかし、精油された後他の禁輸を受けていない国々へ再輸出される予定の原油は、オランダのロッテルダムへ向けて輸送された。
- (29) *Ibid.*, No. 2 (Nov. 2, 1973), p. 1.
- (30) *Ibid.*, Supplement (Nov 6, 1973), pp. 2 and 5.
- (31) *Ibid.*, pp. 2 and 4
- (32) *Ibid.*, Vol. 17, No. 5 (Nov. 23, 1973), p. 5.
- (33) 以上の決定は、11月26日から28日に渡ってアルジェで開かれた6ヶ国アラブ首脳会議でなされた。註32参照。
- (34) *Middle East Economic Survey*, Vol. 17, No. 11 (Jan. 4, 1974), p. 1.
- (35) *Ibid.*, No. 22 (March 22, 1974), pp. 1 and 6 に共同コミュニケの英訳が載っている。
- (36) この問題については、Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 8 (1967), 376-382; Hackworth, *Digest of International Law*, Vol. 3 (1943), pp. 555, 645; Fathouros, *Government Guarantees to Foreign Investors* (1962), pp. 249-251; S. Friedman, *Expropriation in International Law* (1953), pp. 189-193; and Charpentier, "De la non-discrimination dans les investissements," *Annuaire Francais de Droit International*, Vol. 9 (1963), pp. 35-63 などに検討されている。
- (37) クウェートは1972年春から1日当たり300万バレルの減産に入っており、リビアは、1968年、1970年、1972年と連続的に減産の方針を打ち出してきている。
- (38) たとえば、K.J. Holsti, *International Politics: A Framework for Analysis*, 2nd ed. (Englewood Cliffs, N. J.: 1972), p. 246; 『国際政治の理論』宮里政玄訳(東京：勁草書房、1972), p. 382

- (39) *The Random House Dictionary of the English Language* (New York: 1967). p. 465.
- (40) Oppenheim, *International Law*, Vol. 2 (London: Longmans, 1952), p. 142; G. Schwarzenberger, *A Manual of International Law*, 5th ed. (London: Stevens & Sons, 1967), p. 631.
- (41) G. von Glahn, *Law Among Nations: An Introduction to Public International Law*, 2nd ed., (London: Macmillan, 1970), pp. 501-503.
- (42) Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict: A Treatise on the Dynamics of Disputes and War-Law*, 2nd impr., rev. 1953-1958 (London: Stevens & Sons, 1959), p. 291.
- (43) Joint Resolution of April 22, 1898, No. 25, United States, *Statutes at Large*, Vol. 30, 739.
- (44) Act of June 15, 1917 (Ch. 30, tit. VII, Sec. 1), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 40, p. 225; Trading with the Enemy Act of October 6, 1917 (Ch. 106), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 40, p. 411; Joint Resolution of January 31, 1922 (S.J. Res. 124, Ch. 44), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 42, p. 361; Joint Resolution of May 28, 1934 (H.J. Res. 347, Ch. 365), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 48, p. 811; The Neutrality Act of August 31, 1935 (Ch. 837) U.S. *Statutes at Large*, Vol. 49, p. 1081; Amendment to the Neutrality Act of 1935 (S.J. Res. 51, Ch. 146, Sec. 2(a)), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 50, p. 122; and Neutrality Act of November 4, 1939 (Ch. 2), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 54, p. 4.
- (45) An Act to Expedite the Strengthening of the National Defense (Ch. 508), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 54, p. 712
- (46) Act of June 30, 1942 (Ch. 461), U.S. *Statutes at Large*, Vol. 56, p. 463.
- (47) *The Strategic Trade Control System 1948-1956, Mutual Defense Assistance Control Act of 1951*, Ninth Report to Congress, 1957, pp. 4-5.
- (48) Act of Feb. 26, 1949, U.S. *Statutes at Large*, Vol. 63, p. 7, as amended, U.S.C. 50, App. SS 2022-2023 (Supp. IV, 1965-1968)
- (49) 細かい事項は, Surrey and Shaw, eds., *A Lawyer's Guide to International Business Transactions* (1963), pp. 56-85 を参照。
- (50) この分類については, *Export Control*, 99th Rep., 1st Quarter 1972, by the Secretary of Commerce to the President, the Senate and the House of Representatives, pp. 2-3; and Metzger, "Federal Regulation and Prohibition of Trade with Iron-Certain Countries," *Law and Contemporary Problems*, Vol. 29 (1964), pp. 1000, 1001 を参照。
- (51) これらの政策についての詳しい事柄は, Adler-Karlsson, *Western Economic Warfare 1947-1967 -- A Case Study in Foreign Economic Policy* (Stockholm Economic Studies, New Series IX, 1968), pp. 201, 210 を参照。
- (52) M. Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 14, pp. 849-852.
- (53) Export Administration Act of December 23, 1969, U.S.C. 50, App. SS 2401 *et seq.* as extended by Senate Joint Resolution 218, April 29, 1972, Public Law 92-284, 92nd Congress.
- (54) *Export Control* (註50), p. 1.
- (55) Mutual Defense Assistance Control Act of 1951, Oct 26, 1951, U.S. *Statutes at Large*, Vol. 65, p. 644; U.S.C. SS 1611, as amended by U.S. *Statutes*, Vol. 75, p. 424, approved Sept 4, 1961. この法令は, もとは朝鮮戦争を対象として作られたものである。
- (56) Metzger (註50), p. 1066 は, アメリカから各種の援助を受けていた 61ヶ国に及んだ影響を彼の論文の中に述べている。
- (57) *Report on Export Controls in the U.K., France, Italy, Federal Republic of Germany, Belgium and the Netherlands*, submitted by Senator Thomas J. Dodd and Senator Kenneth B. Keating to the Sub-Committee to Investigate the Administration of the Internal Security Act and other Internal Security Laws of the Senate Committee on the Judiciary. 87th Congress, 2nd Session, April 4, 1962, p. 12.
- (58) Adler-Karlsson (註51), pp. 75-77.
- (59) Asian-African Legal Consultative Committee, Economic Law Series, No. 1, *Laws and Regulations Relating to Control of Import and Export Trade in Member Countries, December 1965*.

- (60) 中立に関する最も代表的な国際条約は、Convention Respecting the Rights and Duties of Neutral Powers in Case of War on Land ("The Hague Convention V"), October 18, 1907, United States, *Statutes at Large*, Vol. 36 (1907), pp. 2310-2331; United States, *Treaty Series*, No. 540 と、Convention Concerning the Rights and Duties of Neutral Powers in Naval War ("The Hague Convention XIII"), October 18, 1907, United States, *Statutes at Large*, Vol. 36 (1907), pp. 2415-2438; United States, *Treaty Series*, No. 545 である。
- (61) Von Glahn, *Law Among Nations*, p.621.
- (62) たとえば、T. Komarnicki, "The Place of Neutrality in the Modern System of International Law," The Hague Academy, *Recueil des Cours*, Vol. 80 (1952-1), pp. 420-422, 433-443, 447-463; E.J.S. Castrén, *The Present Law of War and Neutrality* (Helsinki: Söderström, 1954), p. 451 などがこのことに触れている。
- (63) Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 11, p. 164.
- (64) W. Churchill, *The Second World War, Their Finest Hour* (1949), Vol, pp. 24-25, message drafted on May 15, 1940.
- (65) アメリカの見解は、Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 11, pp. 166-167, ソ連の見解は、Ginsburgs, "The Soviet Union, The Neutrals and International Law in World War II," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 11 (1962), pp. 171, 228-229; Ginsburgs, "The Soviet Union as a Neutral, 1939-1941," *Soviet Studies*, Vol. 10 (1958-1959), pp. 12, 24-26, 299-33 にあり、日本でこの見解を明らかにしている代表的な学者は、横田喜三郎『国際法』（東京：青林書院新社，1972），pp. 452-457 である。
- (66) Von Glahn, p. 621.
- (67) このおもな条件というのは、前述（註60）の The Hague Convention V of 1907 (Article 9), The Hague Convention XIII of 1907 (Preamble) や Havana Convention on Maritime Neutrality of 1928 (Preamble) であり、また Draft Convention drawn up by the International Law Association in 1920 (Article 9), in 1928 (Article 9), and by Harvard Research in International Law (Article 4) の中でも同様に強調されている。
- (68) Geneva Convention Relative to the Treatment of Prisoners of War of August 12, 1949, United States, *Treaties and Other International Acts Series*, 3364; United States *Treaties and Other International Agreements*, 3316, 3320, 3412; United Nations *Treaty Series*, Vol. 75, 135, 140, 230.
- (69) Castren (註62), p. 452.
- (70) Medlicott, Vol. I, *The Economic Blockade* (1952), pp. 474-485.
- (71) Shihata (註11), p. 627.
- (72) 横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』第3版（東京：有斐閣，1976），p. 10
- (73) Goodrich, Hambro, and Simons, *Charter of the United Nations*, 3rd ed. (New York: Columbia University Press, 1969), p. 48.
- (74) *Ibid.*, p. 49.
- (75) 『国際条約集』 p. 90.
- (76) これらの決議を年代順にあげてみると、The Draft Declaration on Rights and Duties of States, Report of the International Law Commission, U.N. General Assembly Official Record (GAOR), Vol. 4, Supp. 10, pp. 7-10, U.N. Doc. A/925 (June 9, 1949); The Essentials of Peace Resolution, UNGA Res. 290(IV), UN GAOR, Vol. 4, UN Doc. A/1251, p. 13 (Dec. 1, 1949); The Peace Through Deeds Resolution, UNGA Res. 380(V), UN GAOR Vol.5, Supp.20, pp.13-14, UN Doc A/1775(Nov.17,1950); The Draft Code of Offences Against the Peace and Security of Mankind, Report of the Int'n'l Law Comm., UN GAOR Vol. 9, Supp 9, pp. 11-12, UN Doc. A/2693 (July 28, 1954); The Declaration on Inadmissibility of Intervention Into the Domestic Affairs of States, UNGA Res. 2131, UN GAOR Vol. 20, Supp. 14, pp. 11-12, UN Doc. A/6014 (Dec. 21, 1965); The Declaration on Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Co-Operation Among States in Accordance with the Charter of the United Nations, UN GAOR Vol. 25, Supp. 18, pp. 122-124, UN Doc. A/8028 (1970), also reprinted in *American*

- Journal of International Law*, Vol. 65 (1971), p. 243; The Resolution on Permanent Sovereignty over Natural Resources, UN Doc. A/CONF.39/27 (May 23, 1969), also reprinted in *American Journal of International Law*, Vol. 63 (1969) p. 875 などがある。
- (77) M.McDougal and F. Feliciano, *Law and Minimum World Public Order* (1961), pp. 178-79, 196, and 200 などは、この傾向の学者の代表的な例である。
- (78) 註76参照。
- (79) International Covenant on Economic, Social, and Cultural Rights, preamble, UNGA Res. 2200, GAOR Vol. 11, Supp. 16, p. 49, UN Doc. A/6316 (Dec. 16, 1966).
- (80) International Development Strategy, UN Doc. ST/ECA/139, p. 3 (1970) reproducing UNGA Res. 2625 (XXV).
- (81) UNGA Res. 1515(XV), GAOR 15th Sess. (Dec. 15, 1960),
- (82) UNCTAD Resolution on Permanent Sovereignty over Natural Resources, Oct. 19, 1972, UN Doc. TD/B.421 of Nov. 5, 1972 (335th meeting).
- (83) UNGA Res. 3016(XXVII), GAOR 27th Sess. (Dec. 18, 1972); Res. 3171(XXVIII), GAOR 28th Sess. (Dec. 17, 1973).
- (84) 註76参照
- (85) Shihata, p. 617.
- (86) McDougal and Feliciano, p. 197.
- (87) 事実上GATTが適用される国とは、GATT 26 条 5 項(C)に基づき、その対外通商関係につき完全な自治権を取得した旨の通報が旧宗主国により行なわれた国は、同条に基づきGATTに正式加盟するまで相互主義に基づきGATTの事実上の適用を受ける。1975年3月31日現在、そのような国は17ある。
- (88) General Agreement on Tariffs and Trade, signed at Geneva on October 30, 1947. United States *Treaties and Other International Acts Series*, 1700.
- (89) 註34参照。
- (90) *Treaties in Force*, A List of Treaties and Other International Agreements of the United States in Force on January 1, 1974 によつたものだが、おそらく他には二国間条約はこの問題に関する限りはないと思われる。
- (91) Provisional Agreement in regard to Diplomatic and Consular Representation, Judicial Protection, Commerce and Navigation, signed at London on Nov. 7, 1933, U.S. *Statutes at Large*, Vol. 48 (1933), 1826; The League of Nations *Treaty Series*, Vol. 142, 329.
- (92) 横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』の中の和訳文。
- (93) Treaty of Commerce and Navigation, signed at Baghdad, Dec. 3, 1938, U.S. *Statutes at Large*, Vol. 54 (1940), 1790; The League of Nations *Treaty Series*, Vol. 203, 107.
- (94) Treaty of Amity, Economic Relations and Consular Rights (with Protocol), signed at Salalah on Dec. 20, 1958, United States *Treaties and Other International Agreements*, Vol. 11, p. 1835; United States *Treaties and Other International Acts Series*, No. 4530; United Nations *Treaty Series*, Vol. 380, p. 181.